

尾張旭市監査公表 8 号

令和 8 年 1 月 6 日付け尾張旭市監査公表第 1 号をもって公表した定例監査結果報告について、令和 8 年 1 月 2 6 日付け 7 健第 3 0 6 号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により次のとおり公表します。

令和 8 年 3 月 3 日

尾張旭市監査委員 山 田 義 浩

尾張旭市監査委員 市 原 誠 二

健康福祉部健康課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>尾張旭市契約規則（昭和 5 3 年尾張旭市規則第 1 9 号。以下「契約規則」という。）第 2 8 条第 1 項により、契約書には同項各号に掲げる事項を記載しなければならない（契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。）。</p> <p>しかしながら、尾張旭市保健福祉センター昇降機保守業務、T－We 1 1 システム（元気まる測定）利用、尾張旭市保健福祉センター空調設備保守業務委託（令和 7 年 6 月 2 0 日契約締結分及び同年 9 月 1 6 日契約締結分）の契約書には、同項第 4 号に掲げる事項（契約保証金）が記載されていなかった。</p> <p>また、何ら検討することなしに、契約保証金を免除していた。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、課内で周知を図るとともに、今後の事務に備え、指摘事項に係るデータを全て修正した。</p> <p>今後は、契約規則を正確に理解し、契約書に記載しなければならない事項の確認まで行うこと、契約書作成時に複数の職員での確認を徹底することにより、再発防止に努める。</p>
<p>尾張旭市保健福祉センター自家用電気工作物保守管理業務（3 0 3， 6 0 0 円）に関して、次の 2 点において、契約締結伺いの内容と異なるもので契約締結がされていた。</p> <p>まず、契約保証金について、契約締結伺いでは、何ら理由を示して伺うことのないまま、契約規則第 3 2 条第 8 号（前各号に掲げるもののほか、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと市</p>	<p>指摘事項について、課内で共有を図り、契約保証金納付免除の規定を再度確認するとともに、今後の事務に備え、指摘事項に係るデータを修正した。</p> <p>また、自家用電気工作物の保安全管理業務委託細目書が契約締結伺いと実際の契約で内容が異なっていたのは、契約業者との確認漏れが原因であることから、今後同様の事務処理については、契約書作成時の相互確認を徹底し、再発防止に努</p>

<p>長が認めるとき。)により全額免除としていた。一方、実際の契約では同条第6号(随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。)により全額免除としていた。</p> <p>次に、本契約書の履行項目は、別に定める自家用電気工作物の保安管理業務委託細目書に基づくとされているものの、契約締結伺いでは「2016.12.01」と表示している細目書、実際の契約では「2024.11.29」と表示している細目書が添付されており、規定する項目が異なっていた。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	<p>める。</p>
<p>令和3年4月1日から、本市では、国・県の法令等に基づかず、印鑑証明書等の照合を行わない書類への押印については原則廃止したものの、見積書については引き続き押印を求めている。同課では、尾張旭市保健福祉センター屋上循環器取替修繕において、代表者印がない見積書を提出した者と契約を締結していた。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項については、課内で共有を図り、見積書に押印が必要であることを課内職員に周知徹底した。</p> <p>今後、見積書については、相手方の住所、会社名及び代表者名の確認のみならず、代表者の押印についても確認を徹底し、再発防止に努める。</p>
<p>尾張旭市工事請負契約保証事務取扱要領(平成13年尾張旭市要綱等)によれば、工事請負契約における契約の保証の事務において、契約担当者は、契約保証金等整理簿を整理するものとされており、工事目的物の引渡しがあった場合、同整理簿に引渡日を記載するものとされている。</p> <p>しかしながら、保健福祉センター空調設備等改修工事及び保健福祉センター空調設備等改修工事(給気チャンバー棟)に関して、令和7年8月29日に工事目的物の引渡しがあったにもかかわらず、同整理簿に引渡日が記載されていなかった。</p> <p>契約の保証の事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項については、係内で共有を図り、根拠規定について再度確認を行った。</p> <p>今後は、尾張旭市工事請負契約保証事務取扱要領の確認を徹底し、要領に沿った事務を適切に行うよう、再発防止に努める。</p>
<p>令和7年度がん検診等印刷業務契約において、契約締結の決裁を得た上で、契約</p>	<p>指摘事項については、課内で共有を図った。</p>

<p>書を2通作成し市側と相手側各自がその1通を保有していたが、相手方の代表者印が押印されていなかった。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	<p>今後は、契約書作成時に複数の職員での確認を徹底することにより、再発防止に努める。</p>
<p>尾張旭市公印規程(昭和47年尾張旭市規程第4号)第3条によれば、健康課専用市長印の用途は「課長の専決事項に属するもので定例的なもの」とされている。</p> <p>しかしながら、8020運動表彰式の開催について、市長が決裁したものであるにもかかわらず、表彰者に送付する開催通知に健康課専用市長印を使用していた。</p> <p>公印に係る事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について課内で共有を図り、健康課専用市長印の用途が「課長の専決事項に属するもので定例的なもの」であることを課内職員に周知徹底した。</p> <p>なお、8020運動表彰式典開催通知は法律効果を伴わない文書であるため、今後、公印の押印を省略することとした。</p> <p>今後は、尾張旭市公印規程の確認を徹底し、規定に沿った事務を適切に行うよう、再発防止に努める。</p>
<p>契約規則第32条により、同条各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>しかしながら、愛知県広域予防接種事業及び愛知県広域予防接種請求支払事務に係る契約について、何ら理由を示して何うことのないまま、契約保証金を免除することとし、契約書には、同条の適用号数を示すこともないまま、単に「契約保証金は免除する」としていた。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、課内で周知を図るとともに、今後の事務に備えた。ただし、本契約書については、県内統一様式であるため、必要事項については決裁に示すこととして対応する。</p> <p>今後は、契約規則を正確に理解し、契約書に記載しなければならない事項の確認までを徹底し、再発防止に努める。</p>